

議案第 80 号

多可町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

多可町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96
条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 25 年 9 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

平成25年9月 日

条例第 号

多可町後期高齢者医療に関する条例（平成20年多可町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「当該保険者」を「当該被保険者」に改める。

附則第3条第1項を次のように改める。

当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特例措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに行われた延滞金の割合等の特例に係る附則第3条の規定は、なお従前の例による。

多可町後期高齢者医療に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する納期によりがたい被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、<u>当該保険者又は連帯納付義務者</u>（法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条 <u>当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割合率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する納期によりがたい被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、<u>当該被保険者又は連帯納付義務者</u>（法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条 <u>当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特例措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>